

# 第8回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況  
会社の支配に関する基本方針

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社クルーバー

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.croooober.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

## 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度の末日において職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
第1回新株予約権 2021年3月29日臨時株主総会決議（2021年3月29日取締役会決議）

決 議 年 月 日	2021年3月29日	
付 与 対 象 者 の 区 分 及 び 人 数 (名)	当社従業員	162
新 株 予 約 権 の 数 (個)	597 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 (注) 1、6	59,700
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額 (円)	900 (注) 2、6	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2023年3月31日 至 2031年3月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 資本組入額 (注) 6	900 450
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注) 4	
新 株 予 約 権 の 譲 渡 に 関 する 事 項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が新株予約権割当契約書に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式

移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. の定めに従い調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
上記3. に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。
6. 2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。
7. 2022年3月31日現在において、交付時より付与対象者の人数が8名・新株予約権の数が19個、退職により減少しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は2020年9月14日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査室により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を「文書取扱規程」の定めに従って、保管する。
- ② 当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築し、リスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。

また、リスク管理体制として、管理本部を主管部署とする「リスク管理委員会」が内部統制と一体化したリスク管理を推進し、内部監査室が進捗状況を監査する。

事業活動上の重大な事態が発生した場合に備え、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えるとともに、事業の継続性を確保するため、「事業継続計画」を定め、リスク管理体制を整備する。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

- ② 内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人は職務の執行状況を定期的に取締役へ報告し、内部監査室において、「内部監査規程」に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。
- (6) 当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- ① 「関係会社管理規程」に基づいて子会社に対し取締役若しくは監査役を当社より派遣し、子会社の取締役等が「ポリシー」「行動指針」に則って職務を執行している事を監督又は監査を行う。
- ② 当社の取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、以下の事項を取締役会に報告する。
- (i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
- (ii) 内部監査室が実施した子会社内部監査の結果
- (iii) コンプライアンス上重要と判断される事項
- (iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
- (v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項
- (7) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理委員会」は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、リスク管理委員会を通じて即座に代表取締役及び監査役にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。
- (8) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。また、子会社の各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ② 内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

(9) 当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社の代表取締役は、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。
- ② 当社の監査役又は子会社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(10) 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人は職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告し、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(11) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役又は各部署長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧又は謄写について当社の取締役又は監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

(12) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査役の職務補助者は内部監査室の社員とする。
- ② 当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。

(13) 監査役へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査役に報告する。
  - (i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
  - (ii) 内部監査室が実施した内部監査の結果
  - (iii) コンプライアンス上重要と判断される事項
  - (iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
  - (v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項

- ② 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。

(14) 監査役の職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- ② 緊急又は臨時的の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
- ③ 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

(15) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、各監査役が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行う等連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定又は事務委託の費用を請求することができる。

(16) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

## 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,000	377,225	1,385,051	1,772,276
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	509,220	509,220		1,018,440
剰 余 金 の 配 当			△102,432	△102,432
親会社株主に帰属する当期純利益			412,754	412,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	509,220	509,220	310,322	1,328,762
当 期 末 残 高	519,220	886,445	1,695,374	3,101,039

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	2,092	△3,177	△1,084	1,771,192
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,018,440
剰 余 金 の 配 当				△102,432
親会社株主に帰属する当期純利益				412,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	823	△222	600	600
当 期 変 動 額 合 計	823	△222	600	1,329,363
当 期 末 残 高	2,916	△3,400	△483	3,100,556

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)アップガレージ  
(株)ネクサスジャパン  
UPGARAGE USA Co.,Ltd.

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、UPGARAGE USA Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産

- ・ 商品（中古品） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 商品（新品） 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 4年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## ハ. リース資産

### ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、カー&バイク用品の販売、フランチャイズシステムの運営等を行っております。商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、直営店舗における販売については、商品の引渡時に収益を認識しております。また、配送を伴う販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時に収益を認識しております。フランチャイズシステムの運営による収益は、主にロイヤリティ収入であり、当該収入については、時の経過によって履行義務が充足され、その対価はフランチャイズ店舗の売上高に基づいて算定されることから、契約期間にわたり、当該売上高が発生するにつれて収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

リユース業態に係る固定資産グループ

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	572,524
無形固定資産	3,864

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。リユース業態の各店舗については、原則として営業損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候に該当するものとしております。ただし、新規出店店舗については、出店時の事業計画において当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしております。リユース業態の各店舗の将来キャッシュ・フローは、売上高（客数及び客単価等の仮定を含む）や売上総利益率、販売費及び一般管理費の今後の推移やその前提となる市場環境が、過去の実績推移や現在の市場環境と大きく変わらないなどの複数の仮定を総合的に勘案して見積りを行っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、市場環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じる場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,050,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,350,000千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,624,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	102,432	4,850	2021年3月31日	2021年6月29日

(注) 2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	124,663	47.5	2022年3月31日	2022年6月29日

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っており、リスクの低減に努めております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期預り保証金は、フランチャイズ事業における預り保証金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	14,425	14,425	－
(2) 長期貸付金(※1)	175,007	172,495	△2,512
(3) 敷金及び保証金	321,382	285,255	△36,126
資 産 計	510,814	472,175	△38,638
(1) 長期借入金(※2)	95,043	95,043	－
(2) リース債務(※2)	49,351	48,795	△556
(3) 長期預り保証金	180,290	156,906	△23,383
負 債 計	324,684	300,745	△23,939

※1. 一年内回収予定の長期貸付金(流動資産 その他)を含めております。

※2. 一年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額4,511千円)は、非上場株式であり、「投資有価証

券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	14,425	—	—	14,425

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	172,495	—	172,495
敷金及び保証金	—	285,255	—	285,255
資産計	—	457,750	—	457,750
長期借入金	—	95,043	—	95,043
リース債務	—	48,795	—	48,795
長期預り保証金	—	156,906	—	156,906
負債計	—	300,745	—	300,745

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	リユース業態	流通卸売業態	その他	
一時点で移転される財又はサービス	5,360,874	4,108,943	10,565	9,480,383
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,044,294	—	5,940	1,050,234
顧客との契約から生じる収益	6,405,168	4,108,943	16,505	10,530,617
外部顧客への売上高	6,405,168	4,108,943	16,505	10,530,617

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (3)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	4,448
契約負債（期末残高）	12,657

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,181円39銭

(2) 1株当たり当期純利益 183円36銭

(注) 当社は、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	10,000	-	876,011	876,011	7,286	7,186	258,079	272,552	1,158,563	1,158,563
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	509,220	509,220		509,220					1,018,440	1,018,440
剰 余 金 の 配 当							△102,432	△102,432	△102,432	△102,432
当 期 純 損 失							△11,829	△11,829	△11,829	△11,829
特別償却準備金の取崩						△1,796	1,796		-	-
当 期 変 動 額 合 計	509,220	509,220	-	509,220	-	△1,796	△112,464	△114,261	904,178	904,178
当 期 末 残 高	519,220	509,220	876,011	1,385,231	7,286	5,389	145,615	158,291	2,062,742	2,062,742

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品                      3年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社であり、主としてグループ会社に対して、経営管理等契約書に基づき、経営指導や総務・経理・人事・システム等の管理業務の提供を行っております。経営管理等の業務提供による収益は、業務を提供するにつれて履行義務が充足されると判断し、その対価はグループ会社の売上高や提供業務に係る費用に基づいて算定されるため、契約期間にわたり、当該売上高の発生や業務の提供に応じて収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,050,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,350,000千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権	252,120千円
② 短期金銭債務	8,738千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 816,270千円

営業費用 45,297千円

営業取引以外の取引高

受取利息 4,728千円

受取家賃 9,401千円

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 2,646千円

未払賞与 7,881千円

減損損失 2,207千円

税務上の繰越欠損金 4,462千円

その他 1,780千円

繰延税金資産合計 18,978千円

繰延税金負債

特別償却準備金 △1,633千円

繰延税金負債合計 △1,633千円

繰延税金資産の純額 17,344千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アップガレージ	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理等 資金の貸付	経営管理料等	679,806	未収入金	141,363
				資金の貸付	—		
				利息の受取	4,728	関係会社短期 貸付金	260,000
子会社	(株)ネクサスジャパン	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理等	経営管理料等	135,573	未収入金	16,582

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 経営管理料等については、業務内容を勘案して経営管理等契約書に基づき決定しております。
- ・ 関係会社短期貸付金については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間・返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 785円96銭  
 (2) 1株当たり当期純損失(△) △5円26銭

(注) 当社は、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。